	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第1	基本方針					法第43条	
		(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練(機能訓練)を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練(機能訓練)を提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第1 項	
		(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練(機能訓練)の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第2 項	
		(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日まで努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第3 項	
		(4) 指定自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生産能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第155条 法施行規則第6条の6第 1号	
第2	人員に関する基準					法第43条第1項	
	指定自立訓練(機能 訓練)事業所の従業 者の員数	指定自立訓練(機能訓練)事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第156条第 1項	
	看護職員、理学療法 士又は作業療法士及	① 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法 で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第156条第 1項第1号イ	
	び生活支援員	② 看護職員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上となっているか。 また1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第156条第 1項第1号口, 同条第6項	
		③ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第156条第 1項第1号ハ,同条第4項	
		④ 生活支援員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第156条第 1項第1号二, 同条第7項	
(2)	サービス管理責任者	指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が60以下 1以上 ② 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第156条第 1項第2号, 同条第8項	
	訪問による指定自立 訓練 (機能訓練)	訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、(1)及び(2)に 規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いている	適・否		条例第4条	平18厚令171第156条第 2項	
(4)	利用者数の算定	(1)及び(2)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第156条第 3項	
(5)	職務の専従	指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第156条第 5項	
(6)	管理者	指定自立訓練(機能訓練)ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (指定自立訓練(機能訓練)の管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練(機能訓練)の他の職務に従事させ、又は当該 指定自立訓練(機能訓練)事業所等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第157条準 用(第51条)	

	日 工訓練(機能訓練) 主 眼 事 項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
	従たる事業所を設置 する場合の特例	指定自立訓練(機能訓練)事業所における主たる事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業 所)を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以 上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。			条例第4条	平18厚令171第157条準 用(第79条)	
		(経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定知的障害者授産施設が指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省合第171号(指定障害福祉サービス基準)の施行日において現に存する分場(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労総続支援A型事業所として設置する場合については、当分の間、(7)の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第23条	
第3	設備に関する基準					法第43条第2項	
1		① 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。(相談室及び多目的室は 利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第158条準 用(第81条第1項、第3	
		② これらの設備は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第158条準 用(第81条第4項)	
(1)		① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第158条準 用(第81条第2項第1号 イ、ロ)	
(2)		室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第158条準 用(第81条第2項第2号)	
(3)	洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第158条準 用(第81条第2項第3号)	
(4)	便所	利用者の特性に応じたものであるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第158条準 用(第81条第2項第4号)	
		(経過措置) 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、 精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(基本的 な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。)において、指 定自立訓練(機能訓練)の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことがで きる。	適・否		条例第4条	平18厚令171附則第22 条	
第4	運営に関する基準					法第43条第2項	
	内容及び手続きの説 明及び同意	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、支給決定障害者が指定自立訓練(機能訓練)の利用の申込みを行ったときは、 当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務 体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定 自立訓練(機能訓練)の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	適・台		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第9条第1項)	
		(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第9条第2項) 社会福祉法第77条	
2	契約支給量の報告等	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供するときは、当該指定自立訓練(機能訓練) の内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第10条第1項)	
		(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第10条第2項)	
		(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は指定自立訓練(機能訓練)の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第10条第3項)	
		(4)指定自立訓練(機能訓練)事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第10条第4項)	
	提供拒否の禁止	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、正当な理由がなく指定自立訓練(機能訓練)の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第11条)	
	連絡調整に対する協力 力	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の利用について市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第12条)	

主眼事項	着 眼 点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
5 サービス提供困難時の対応	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し 自ら適切な指定自立訓練(機能訓練)を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練(機能訓練) 事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第13条)	
6 受給資格の確認	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証 によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第14条)	
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、自立訓練(機能訓練)に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第15条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、自立訓練(機能訓練)に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、 支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第15条第2項)	
3 心身の状況等の把握	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第16条)	
9 指定障害福祉サービ ス事業者等との連携 等	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第17条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第17条第2項)	
0 身分を証する書類の 携行	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第18条)	
1 サービスの提供の記録	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、当該指定自立訓練(機能訓練)の 提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練(機能訓練)の提供の都度記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第19条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定自立訓練(機能 訓練)を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第19条第2項)	
決定障害者に求める	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者が指定自立訓練(機能訓練)を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第20条第1項)	
ことのできる金銭の 支払の範囲等	(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第20条第2項)	
3 利用者負担額等の受 領	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立 訓練(機能訓練)に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第159条第 1項	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定 障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第159条第 2項	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食事の提供に要する費用(次のイ又は口に定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、平成18年厚労省告示第545号(利用料指針)第2号のイただし書きの低所得者等については、食材料費に相当する額 ② 日用品費 ③ ①及び②のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	適・否		条例第4条	平18厚令171第159条第 3項 平18厚令171第159条第 4項 平18厚告545二のイ 平18政令10第17条第1 ~4項	
	(4) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第159条第 5項	
	(5)指定自立訓練(機能訓練)事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第159条第 6項	

主眼事項	着 眼 点	適・否	現状・問	引題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
14 利用者負担額に係る 管理	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(機能訓練)事業者が提供する指定自立訓練(機能訓練)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(機能訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。				条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第22条)	
15 訓練等給付費の額に 係る通知等	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立訓練(機能訓練)に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第23条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第23条第2項)	
16 指定自立訓練(機能 訓練)の取扱方針	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、自立訓練(機能訓練)計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練(機能訓練)の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	適•否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第57条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、 利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第57条第2項)	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供する指定自立訓練(機能訓練)の質の評価を行い、常にその改善を 図っているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第57条第3項)	
17 自立訓練(機能訓 練)計画の作成等	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練(機能訓練)に係る個別支援計画 (自立訓練(機能訓練)計画)の作成に関する業務を担当させているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第1項)	
	(2) サービス管理責任者は自立訓練(機能訓練)計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第2項)	
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第3項)	
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練(機能訓練)の目標及びその達成時期、指定自立訓練(機能訓練)を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練(機能訓練)計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所が提供する指定自立訓練(機能訓練)以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練(機能訓練)計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第4項)	
	(5) サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画の作成に係る会議(利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の 提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催 し、自立訓練(機能訓練)計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第5項)	
	(6) サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第6項)	
	(7) サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画を作成した際には、当該自立訓練(機能訓練)計画を利用者に交付しているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第7項)	
	(8) サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画の作成後、自立訓練(機能訓練)計画の実施状況の把握(モニタリング) (利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立訓練(機能訓練)計画の見直しを行い、必要に応じて自立訓練(機能訓練)計画の変更を行っているか。				条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第8項)	
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第9項)	
	(10) 自立訓練(機能訓練)計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	適・否			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第58条第10項)	

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
18 サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、自立訓練(機能訓練)計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第59条)	
19 相談及び援助	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第60条)	
20 訓練	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第160条第 1項	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は 社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第160条第 2項	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第160条第 3項	
	(4) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第160条第 4項	
21 地域生活への移行のための支援	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定自立訓練(機能訓練)事業者その他の障害福祉サービス事業者等と連携し、必要な調整を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第161条第 1項	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第161条第 2項	
22 職場への定着のため の支援等の実施	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該指定自立訓練(機能訓練)事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第85条の2第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、当該指定自立訓練(機能訓練)事業者が提供する指定自立訓練(機能訓練)を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第85条の2第2項)	
23 食事	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、 その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第86条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第86条第2項)	
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第86条第3項)	
	(4) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練(機能訓練)事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第86条第4項)	
24 緊急時等の対応	従業者は、現に指定自立訓練 (機能訓練) の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第28条)	
25 健康管理	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第87条)	
26 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定自立訓練(機能訓練)の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第88条)	
27 管理者の責務	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業所の管理者は、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適・台		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第66条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業所の管理者は、当該自立訓練(機能訓練)事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第66条第2項)	

主 眼 事 項	着	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
28 運営規程	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定自立訓練(機能訓練)の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ② その他運営に関する重要事項	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第89条)	
29 勤務体制の確保等	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、適切な指定自立訓練(機能訓練)を提供できるよう、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第68条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、当該指定自立訓練(機能訓練)事業 所の従業者によって指定自立訓練(機能訓練)を提供しているか。(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務に ついては、この限りではない。)			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第68条第2項)	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第68条第3項)	
	(4) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、適切な指定自立訓練(機能訓練)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2年厚告5)を参照	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第68条第4項)	
30 定員の遵守	指定自立訓練 (機能訓練) 事業者は、利用定員を超えて指定自立訓練 (機能訓練) の提供を行っていないか。 ただし、 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第69条)	
31 非常災害対策 【 独自基準 】	(1)指定自立訓練(機能訓練)事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(事業所防災計画)を策定し、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の見やすい場所に掲示しているか。	適・否		条例第5条第1項 【 独自基準 】	平18厚令171第162条準 用(第70条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	適・否		条例第5条第2項 【 独自基準 】	平18厚令171第162条準 用(第70条第2項)	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、(2) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適・否		条例第5条第3項 【 独自基準 】	平18厚令171第162条準 用(第70条第3項)	
	(4) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、(2)の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っているか。	適・否		条例第5条第4項 【 独自基準 】		
	(5)指定自立訓練(機能訓練)事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定自立訓練(機能訓練)事業者において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。	適・否		条例第5条第5項 【 独自基準 】		

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
32 業務継続計画の策定 等	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第33条の2第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第33条の2第2項)	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第33条の2第3項)	
33 衛生管理等	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第90条第1項)	
	(2) 指定自立訓練 (機能訓練) 事業者は、当該指定自立訓練 (機能訓練) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第90条第2項)	
	※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。					
34 協力医療機関	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第91条)	
35 掲示	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第92条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、(1) に規定する事項を記載した書面を当該指定自立訓練(機能訓練)事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同行の規定による掲示に代えることができる。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第92条第2項)	
36 身体拘束等の禁止	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束 等」という。)を行っていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第35条の2第1項)	
	(2) 指定自立訓練 (機能訓練) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第35条の2第2項)	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ※(3)は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和5年4月1日以降は、(3)に規定されている事項が実施されていない場合も身体拘束廃止未実施減算の対象。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第35条の2第3項)	
37 秘密保持等	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・台		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第36条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第36条第2項)	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、他の指定自立訓練(機能訓練)事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第36条第3項)	

自立訓練(機能訓練) 主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
38 情報の提供等	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立訓練(機能訓練)事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第37条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、当該指定自立訓練(機能訓練)事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第37条第2項)	
39 利益供与等の禁止	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練(機能訓練)事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第38条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、 利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第38条第2項)	
40 苦情解決	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適•否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第39条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適•否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第39条第2項)	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練(機能訓練)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第39条第3項) 法第10条第1項	
	(4) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定自立訓練(機能訓練)の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。			条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第39条第4項) 法第11条第2項	
	(5) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(機能訓練)に関し、法第48条第1項の規定により 都道府県又は市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは 指定就労移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して 都道府県又は市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は 助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第39条第5項) 法第48条第1項	
	(6) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、都道府県又は市町村から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県又は市町村に報告しているか。	適•否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第39条第6項)	
	(7) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う 調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第39条第7項) 社会福祉法第83条、第85条	
41 事故発生時の対応	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第40条第1項)	
	(2) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第40条第2項)	
	(3) 指定自立訓練(機能訓練)は、利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第40条第3項)	
42 虐待の防止	指定自立訓練(機能訓練)事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定自立訓練(機能訓練)事業所における虐待の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		条例第4条	平18厚令171第162条準 用 (第40条の2)	
	② 当該指定自立訓練(機能訓練)事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適・否				
43 地域との連携等	※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力	Nation		条例第4条	平18厚令171第162条準	
44 会計の区分	を行う等の地域との交流に努めているか。 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練	適・否		条例第4条	用(第74条) 平18厚令171第162条準	
TTAHVEN	(機能訓練) の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		NEDINITA	用(第41条)	

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点		根拠法	関係書類
45	記録の整備	(1) 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第75条第1項)	
		(2) 指定自立訓練 (機能訓練) 事業者は、利用者に対する指定自立訓練 (機能訓練) の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練 (機能訓練) を提供した日から5年間保存しているか。 ① 自立訓練 (機能訓練) 計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状况及び事故に際して採った処置についての記録	適・否		条例第4条	平18厚令171第162条準 用(第75条第2項)	
46	電磁的記録等	指定自立訓練(機能訓練)事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。					
		(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。) で行うことが規定されている又は想定されるもの(2の(1)の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第1項	
		(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。) のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) により行っているか。			条例第4条	平18厚令171第224条第 2項	
第5	多機能型に関する特例					法第43条	
1	利用定員に関する特 例	(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所(「多機能型事業所」と総称)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型で児童福祉法の障害児通所支援事業(多機能型児童発達支援事業等)を一体的に行う場合は、当該事業所の利用定員を含み、指定宿泊型自立訓練の利用定員を除く)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数としているか。 ① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く)6人以上② 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所6人以上ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合は、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員6人以上3多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所10人以上	適・否		最低基準条例第 3 条	平18厚令174第89条第1 項	
		(2) 厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認める地域において事業を行う多機能型事業所については、(1) 中「20人」とあるのは「10人」とできる。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難な地域において事業を行う多機能型事業所(多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。)については、当該多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができる。	適・否		最低基準条例第 3 条	平18厚令174第89条第4項 平18厚告540	

	自立訓練(機能訓練) 主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
2	従業者の員数等に関する特例	(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)の②又は④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (2) 多機能型事業所(児童福祉法の児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。) は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 ① 利用者の数の合計が60以下 1以上	適・否適・否	76 PK 1P3 A23 71W	条例第4条条例第4条最低基準条例第3条	平18厚令171第215条第 1項 平18厚令174第90条第1 平18厚令171第215条第	MANA
		② 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (3) 第5の1の(2)後段により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第 2の1の(1)の④にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみな された事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用 者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち1人以上は常 勤でなければならない。 ① 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者 ② 就労継続支援B型の利用者	適・否		最低基準条例第 3 条	平18厚令174第90条第3 項	
3	設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業 所の設備を兼用することができる。	適・否		条例第4条 最低基準条例第3	平18厚令171第216条 平18厚令174第91条	
第6	変更の届出等					法第46条	
1	変更及び休止した事 業の再開の届出	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第1項 法施行規則第34条の23	
2	廃止又は休止の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係る障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、 その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第2項 法施行規則第34条の23	
第7	業務管理体制の整備等					法第51条の2	
1	業務管理体制の整備	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハイ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 メ務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28	
2	業務管理体制の届出 及び変更の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、(1) において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県 (又は厚生労働大臣) に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適・否			法第51条の2第2項及び 第3項 法施行規則第34条の28	
第8	障害福祉サービス等情	背報公表制度の報告				法第76条の3	
	障害福祉サービス等 情報公表制度の報告	指定障害福祉サービス事業者等の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報(法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報)を県に報告しているか。 (報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う) ①サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 (法施行規則第65条の9の8別表第1号) ②毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 及び運営情報(法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号)	適・否			法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9	

主眼事項	着眼点	適・否	現 状・	問題点	条例・規則	根拠法	関係書
訓練等給付費の算定	及び取扱い					法第29条第3項	
基本事項	(1)指定自立訓練(機能訓練)等に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号(報酬告示)の別表「介護給付費等単位数表」の第10により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価(10円)を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定自立訓練(機能訓練)等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立訓練(機能訓練)等に要した費用の額となっているか。)	適・否				平18厚告523一 平18厚告539 法第29条第3項	
	(2) (1) の規定により、指定自立訓練(機能訓練)等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適·否				平18厚告523二	
機能訓練サービス費							
①基本報酬 機能訓練サービス費 (I)(通所)	機能訓練サービス費(I)は、指定自立訓練(機能訓練)事業所等(指定障害者支援施設が行う指定自立訓練(機能訓練)を含む。以下同じ)において、自立訓練(機能訓練)を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。(地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定(公設減算))	適・否				平18厚告523別表第10 の1注1	
機能訓練サービス費 (Ⅱ) (居宅訪問)	機能訓練サービス費(II) (視覚障がい者に対する専門訓練の場合を除く) は、指定基準上、指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画等に位置付けられた内容の自立訓練(機能訓練)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。					平18厚告523別表第10 の1注2	
機能訓練サービス費 (II) (視覚障がい者 に対する専門訓練)		海.不				平18厚告523別表第10 の1注2の2 平18厚告556十	
②減算(定員超過減算、人員欠如減算、個別算、個別算、個別算、機計画未作成減算)		適・否				平18厚告523別表第10 の1注4 平18厚告550五 法施行規則第6条の6第 1号 留意事項通知第二の 1(7)(8)(10)(11)(13) H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.3 問2	
(身体拘束廃止等未 実施減算)	期間(利用開始日から各月末日までの期間)の平均値が法施行規則第6条の6第1号に定める標準利用期間に6月間を加えた期間を超えている場合 100分の95(標準期間超過減算) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の32の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。)					平18厚告523別表第10 の1注4の3 留意事項通知第二の 1(12)	
③障害福祉サービス 相互の算定関係	利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定されていないか。	適・否				平18厚告523別表第10 の1注5	

	主眼事項	着眼点	適・否	現 状	 問題点 	条例・規則	根拠法	関係書類
(2)	特別地域加算	平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、機能訓練サービス費(II)の居宅を訪問して訓練を提供した場合には、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適·否				平18厚告523別表第10 の1注4の2 平21厚告176	
(3)	福祉専門職員配置等加							
	①福祉専門職員配置 等加算(I)	指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認 心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、自立 訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否				平18厚告523別表第10 の1の2注1	
	②福祉専門職員配置 等加算(Ⅱ)	指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認 心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、自立 訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((I)との併算定は不可)	適・否				平18厚告523別表第10 の1の2注2	
	③福祉専門職員配置 等加算(Ⅲ)	次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数をを加算しているか。((I)(II)との併算定は不可) ①指定基準上、生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上	適・否				平18厚告523別表第10 の1の2注3	
(4)	視覚・聴覚言語障害 者支援体制加算	視覚障がい者等である自立訓練(機能訓練)の利用者の数(重度の視覚、聴覚、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数)が、利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして県に届け出た場合において、自立訓練(機能訓練)を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否				平18厚告523別表第10 の2	
(5)	初期加算	サービスの利用の初期段階においてアセスメント等に手間を要することにより、自立訓練(機能訓練)の利用開始日から起算して30日以内の期間に自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否				平18厚告523別表第10 の3	
(6)	欠席時対応加算	指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、入所以外の利用者が、予め自立訓練(機能訓練)の利用を予定していた日に、急病等により利用予定日の前々日以降に利用を中止した場合において、自立訓練(機能訓練)の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整を行い引き続き自立訓練(機能訓練)の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。	適・否				平18厚告523別表第10 の4	
(7)	リハビリテーション 加算	次の①~⑤のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、自立訓練(機能訓練)を行った場合に、利用者の状態に応じて1日につき所定単位数を加算しているか。 ①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、施設支援計画策定者等が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成しているか。 ②利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が自立訓練(機能訓練)を行っており、利用者の状態を定期的に記録しているか。 ③利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価(3ヶ月毎)し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 ④指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。 ⑤④以外の利用者については、従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を 通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。	適・否				平18厚告523別表第10 の4の2	
	①リハビリテーショ ン加算 (I)	頸 (けい) 髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障がい者に対して、リハビリテーション実施計画に基づく上記①~⑤の支援を行っているか。	適・否				平18厚告523別表第10 の4の2注1	
	②リハビリテーショ ン加算(Ⅱ)	リハビリテーション加算(I)以外の障がい者に対して、リハビリテーション実施計画に基づく上記①~⑤の支援を行っているか。	適・否				平18厚告523別表第10 の4の2注2	
(8)	利用者負担上限額管 理加算	指定自立訓練(機能訓練)事業所等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否				平18厚告523別表第10 の5	
(9)	食事提供体制加算	低所得者等であって自立訓練(機能訓練)計画により食事の提供を行うこととなっている利用者(施設入所者を除く)に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務の第三者への委託等、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。(利用者が施設入所支援を利用する日は利用者に対して補足給付が支給されるため、算定不可)	適・否				平18厚告523別表第10 の6	

主眼事項	, 	適・否	現状	・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(10) 送迎加算	次の基準に適合する送迎を実施しているものとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、利用者 (施設入所者を除く)に対して、その居宅等と指定自立訓練(機能訓練)事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。(国、地方公共団体が設置する事業所(指定管理者へ委託の場合を除く)は算定しない。) ア 送迎加算 (I) 次の①~③のいずれにも適合すること。 ①自立訓練(機能訓練)の利用につき、利用者の送迎を行うこと。 ②当該月に、1回の送迎で平均10人以上(利用定員が20人未満の事業所は定員の100分の50以上)の利用者を送迎していること。 ③当該月に、週3回以上の送迎を実施していること。 イ 送迎加算 (II) 上記①に適合し、かつ、②又は③のいずれかに適合すること。 ただし、指定自立訓練(機能訓練)事業所等の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適・否				平18厚告523別表第10 の7 平24厚告268四(一を準 用)	
(11) 障害福祉サービスの 体験利用支援加算 ※施設入所者に限る	的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支	適・否				平18厚告523別表第10 の8 平18厚告551三の二の イ(二のチを準用)	
(12) 社会生活支援特別加算	次の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等が、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者、矯正施設又は更生保護施設を退所後3年を経過していない者で保護観察所又は地域生活定着支援センターから受入依頼を受けた者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(機能訓練)計画等に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、支援開始日から3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービス事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む)において、1日につき所定単位数を加算しているか。(施設基準) ①指定基準の看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員に加え、適切な支援を行うための生活支援員の配置が可能であること。 ②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格職員を配置又は医療機関等からの訪問による適切な支援のための指導体制が整っていること。 ③従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設等を退所した障がい者の支援に関する研修を年1回以上行っていること。					平18厚告523別表第10 の8の2 平18厚告551三の二の ロ 平18厚告556九	
(13) 就労移行支援体制加 算	自立訓練(機能訓練)を受けた後一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者)が前年度において1人以上いるものとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。(一般就労には、指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)	適・否				平18厚告523別表第10 の8の3	
(14) 福祉・介護職員処遇 改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く)が、利用者に対して、自立訓練(機能訓練)を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 上記サービス費・加算の合計数の1000分の67に相当する単位数(※指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数((※指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)(※指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数) ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 上記サービス費・加算の合計数の1000分の27に相当する単位数(※指定障害者支援施設にあっては、1000分の58に相当する単位数)					平18厚告523別表第10 の9 平18厚告543二十七(二 を準用)	

主眼事項	着 眼 点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
年10月~)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く)が、利用者に対して、自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I) 上記サービス費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の40に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II) 上記サービス費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の36に相当する単位数 (※指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)	適・否			平18厚告523別表第10 の10 平18厚告543二十八(十 七を準用)	
(*	注					

(参照法令等)

法: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

法施行規則: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

基準関係: 平18厚令171 (指定障害福祉サービス基準、指定基準): 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

解釈通知: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号)

条例: 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第

規則: 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(令和3年愛媛

平18厚令174(最低基準): 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)

最低基準条例: 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第18号)

最低基準規則: 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第20号)

平18厚告540: 厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成18年厚生労働省告示第540号)

平18厚告544(サビ管告示): 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)

平18厚告545 (利用料指針): 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年厚生労働省告示第545号)

報酬関係: 平18厚告523(報酬告示): 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)

平18厚告539: 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)

平18厚告543: 厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)

平18厚告550: 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合(平成18年厚生労働省告

平18厚告551: 厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)

平18厚告556: 厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)

平21厚告176: 厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)

平24厚告268: 厚生労働大臣が定める送迎(平成24年厚生労働省告示第268号)

留意事項通知: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付け障発第1031001号)